

## 令和8年第4回佐伯市農業委員会議事録

---

日 時： 令和8年4月3日（金曜日） 15時00分～15時45分

場 所： 佐伯市役所 6階 大会議室

出席農業委員： 1番 宮脇 保芳、 2番 小野 隆壽、 3番 高島 千恵美、 4番 飛高 聖悟、  
6番 伊藤 文士、 7番 竹中 裕子、 8番 山田 美之、 9番 田原 俊秀、  
10番 吉岡 薫、 11番 波戸崎 孝、 12番 三又 勝弘、 13番 山田 裕也、  
14番 矢野 弥平、 15番 笠村 由喜、 16番 塩月 吉伸、 17番 夢田 寿志、

出席農地利用最適化推進委員： 佐伯3区 寺嶋 雅昭、 佐伯4区 吉良 勝彦、 佐伯5区 上杉 隆盛、  
弥生1区 一瀬 雄二郎、 弥生2区 市原 洋一、 宇目2区 小野 貴展、  
米水津区 坪矢 一義、 蒲江1区 戸高 浩、 蒲江3区 後藤 正、

事務局： 事務局長 甲斐 宏一、 局長補佐兼総括主幹 染矢 公博、 副主幹 伊東 顕雄、  
副主幹 大良 栄一、 副主幹 三股 幸子

農政課： 副主幹 矢野 允彦、

---

### 議事日程

議案第 8号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 9号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について

その他 ①非農地証明願について

②農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について（農政課）

---

(局長)

只今から、令和8年第4回佐伯市農業委員会を開催いたします。

本日の欠席委員は、5番小野美智子委員です。

農業委員17名中、本日の会議の出席者は16名です。よって農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立したことを報告します。

また農地利用最適化推進委員につきましては、該当案件がある推進委員の出席をお願いしております。

なお推進委員の発言につきましては、農業委員会等に関する法律第29条第2項の規定により、各推進委員に係る案件のみとされておりますのでお知らせします。

本日、推進委員の出席を要する議事は、(1)議案第8号から(4)その他の①非農地証明願についてまでですので、当該案件の審議が終了した推進委員は、順次退席をされて結構です。

それでは宮脇会長よりご挨拶を申し上げます。

(会長)

はい。検討会に引き続いての委員会ということで、その前に検討会では、活発なご質疑ありがとうございました。

納得のいかない部分もあろうかと思えますけれどもその部分についてはまた後日、ゆっくりとお話できればなというふうに、お互いに話し合いすればいいかなというふうに思っております。

今日は、議事もですね、3条4条5条合わせて11件ということで少ないんですけども、そういうことで中間の休みを、取らずに一気に最後まで行きたいと思っておりますのでよろしく願い申しまして、簡単ですけども挨拶といたします。

(局長)

ありがとうございました。

これより先は、農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長となりますので、会長に議事進行をお願いいたします。

(会長)

はい。それではしばらくの間議事進行を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、農業委員会会議規則第13条第2項の規定に基づき、議事録署名委員を指名します。

議事録署名を10番吉岡薫委員、11番波戸崎孝委員にお願いします。

それでは、議事に入る前に事務局から議案の説明をお願いします。

(事務局)

着座にて説明させていただきます。

議案書の2ページをお開きください。

本日の議案における農地案件の件数及び面積ですが、議案第8号、農地法第3条の規定による許可申請についての件数は5件で、面積は田及び畑を合計いたしまして4,908㎡です。

議案第9号、農地法第4条の規定による許可申請についての件数は3件で、面積は田及び畑を合計いたしまして5,747㎡です。

議案第 10 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についての件数は 3 件で、面積は田及び畑を合計いたしまして 1,724 m<sup>2</sup>です。

議案第 8 号から 10 号に関する合計件数は 11 件、合計面積は田が 7,096 m<sup>2</sup>、畑が 5,283 m<sup>2</sup>で総合計面積は 1 万 2,379 m<sup>2</sup>です。

以上のとおりですので、慎重審議のほどよろしく願いいたします。

(会長)

ただいま事務局より、件数及び面積総括の説明がございましたが、質問等ございませんか。

はい。ないようですので、議事に入りたいと思います。

それでは、議案第 8 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。

議案書 3 ページの 3 条 1 番について、事務局の説明の後、後藤推進委員の意見を申し上げます。

(事務局)

はい。今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域外の農地です。

譲受人は、自己所有地で野菜を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しています。

農業は、譲受人 1 人で行う予定とのことです。

農地取得後は、野菜を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は 8.267a となります。

今後、農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われま

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして後藤推進委員申し上げます。

(後藤推進委員)

総合的に見て問題はないと思われま

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは 3 条の 1 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたがございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは 3 条の 1 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして 3 条の 2 番について、本日担当推進委員が欠席のため、事務局より説明と担当推進委員の意見もあわせて申し上げます

(事務局)

はい。今回の申請は、売買による所有権の移転です。  
申請農地は農用地区域外の農地です。  
譲受人は、自己所有地で野菜を栽培しているとのことです。  
農業経営に必要な農機具は所有しています。  
農業は、譲受人と妻の2人で行う予定とのことです。  
農地取得後は、野菜を栽培する計画です。  
取得後の耕作面積は15.53aとなります。  
担当推進委員からも特に問題ないとの意見をいただいております。  
今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われま  
事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。  
それでは3条の2番について、これより意見等を求めたいと思います。  
どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。  
はい。なしとの意見でございましたので、取りまとめたいと思います。  
それでは3条の2番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。  
はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。  
続きまして、3条の3番について、事務局の説明の後、一瀬推進委員の意見を願います。

(事務局)

はい。今回の申請は、贈与による所有権の移転です。  
申請農地は農用地区域内の農地です。  
譲受人は、自己所有地で野菜を栽培しているとのことです。  
農業経営に必要な農機具は所有しています。  
農業は1人で行う予定とのことです。  
農地取得後は果樹を栽培する計画です。  
取得後の耕作面積は81.41aとなります。  
今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われま  
事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして一瀬推進委員願います。

(一瀬推進委員)

はい。国道10号線からもう20メートルぐらい入ったところの段々畑の途中なんですけども、  
ご覧のとおり、もうすでに果樹をね、植えておられます。  
申請後に植えるのが上等だとは思いますが、問題なさそうです。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員の意見が述べられました。

それでは3条の3番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

事務局、何を植えてるかちゅうことは分かってますか。

(事務局)

柑橘類ということは伺っております。

(会長)

はい。いいですか。

他にございませんか。

はい。ないようでございますので取りまとめたいと思います。

それでは3条の3番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして3条の4番について、事務局の説明の後、当該地区を担当する清田推進委員が、諸事情により対応できませんでしたので、現地調査を行った吉良推進委員より意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地域内の農地です。

譲受人は、自己所有地で米や野菜を栽培しているとのこと。

農業経営に必要な農機具は所有しています。

農地取得後は米を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は119.11aとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域の農業上の支障は予想されないと思われ。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして吉良推進委員お願いします。

(吉良推進委員)

全く問題ないと思います。

(会長)

はい。ありがとうございます。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の4番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは3条の4番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、3条の5番について事務局の説明の後、後藤推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地域外の農地です。

農業経営に必要な農機具は所有しています。

農業は、譲受人と妻の2人で行うとのことです。

農地取得後は、野菜を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は1.2aとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと考えられます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして後藤推進委員お願いします。

(後藤推進委員)

別に問題はないと思われまます。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の5番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは3条の5番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で、農地法第3条に関する5件の審議を終わります。

続きまして、議案第9号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。

議案書5ページの4条の1番について事務局の説明の後、寺嶋推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。農業委員会大良です。

私からは、4条についてご説明させていただきます。

まず、4条の1となります。スライドの方をお願いします。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い、第2種農地の畑です。

この北側は5条の1の申請地となっています。

申請地は、駐車場の用途として使用いたします。

申請者は、建設業を経営しており、社用車や重機の駐車場として使用する計画です。

申請地では、8t ダンプ 1 台、4t ダンプ 1 台、3t ダンプ 2 台、積載車 1 台、ユニック車 2 台、ユンボ 4 台の 11 台を設置する計画です。

すでに事業を完了しているため、始末書が出ております。

また、新たに、この土地をかえることがないので、土砂の流出、崩落の恐れはないと思います。水利権はありません。

許可基準は、第 2 種農地の許可基準に該当いたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

(会長)

はい。続きまして寺嶋推進委員お願いします。

(寺嶋推進委員)

はい。令和 6 年の 9 月にですね、3 条申請で染矢さんが取得されてたんですけど、当初はカボスの苗を植えてたんですけど、駐車場が足りないということで始末書が出てますので、特に問題ありません。以上です。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは 4 条の 1 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは 4 条の 1 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして 4 条の 2 番について事務局の説明の後、戸高推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。では 4 条の 2 について説明いたします。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地の畑です。

申請内容は、一般住宅の用途によるものです。

申請者は家族が増えたことで、家が手狭となり、現在の宅地を建て替えるため、隣接地も活用し、一体的に住宅を新築する計画です。

申請地では、隣接する地目宅地の 3 筆、514-1、515、518-3 を一体的に活用し、建築面積 114.29 平米の 2 階建て木造住宅を建築します。

農地造成は行わないため、土砂の流出、崩壊の恐れはありません。

また、生活排水、汚水は合併浄化槽を設置し、処理の上水路に流します。

雨水は自然流下、排水側溝に流れます。水利権はありません。

許可基準は、第 2 種農地の許可基準に該当いたします。

以上ですよろしく申し上げます。

(会長)

続きまして、戸高推進委員申し上げます。

(戸高推進委員)

はい。特に問題はないと思われます。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは4条の2番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは4条の2番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで許可したいと思います。

続きまして4条の3番について、事務局の説明の後、寺嶋推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。4条の3について説明いたします。

申請地は、農業振興地域内にある農用地区域内の農地の田んぼです。

農地造成、一時転用の用途による申請です。

申請地では、認定新規就農者である申請人がかさ上げを行い、イチゴ栽培をする計画です。

なお、農地造成完了後は、国庫事業を活用し、ハウス施設を整備する計画です。

農地造成についてですが、盛土高は最大0.5mです。

隣接する農地などに対して間隔を空け、安定勾配を確保し工事を施工するため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。雨水などは自然流下します。

なお、合計面積が3,000㎡を超えるため、大分県常設審議委員会に意見を求める必要があります。水利権はありません。現在、水路はあるものの、管理する水利組合などが存在しないためです。参考までにですが、地元の保全管理組合の了解を得ております。

許可基準につきましては、農用地の許可基準に該当いたします。

よろしくお願いいたします。

(会長)

はい。続きまして寺嶋推進委員申し上げます。

(寺嶋推進委員)

周りもイチゴ栽培蕪栽培をしまして、特に問題ありません。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは4条の3番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい、波戸崎委員。

(波戸崎委員)

波戸崎です。ちょっと質問なんですけど、この辺の農地はちょっとよく行くことがあるんですが、嵩上げするときにはですね、コンクリ畦はどうなるんですか。

(会長)

はい。事務局。

(事務局)

はい。お答えさせていただきます。

現在あるコンクリート畦は撤去せずにそのままやる予定です。

はい。ただ、これまだ工事の計画は、ハウス施設の工事の計画は考えておりまして、もしそこ水路、排水路等が接続する場合、その際は、もしかすると撤去するかもしれないんですが、現時点では、そのまま置いた状態で盛り土をかぶせるようになります。

(波戸崎委員)

地権者は同一ですか。

(会長)

はい。事務局。

(事務局)

お答えいたします。

こちら地権者がですね複数人おりますが、地権者からはですね、かさ上げをすることの同意を終えております。

(波戸崎委員)

はい。了解しました。ありがとうございました。

(会長)

はい。他にございませんか。

はい。ないようでございますので、取りまとめたいと思います。

それでは4条の3番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。賛成多数ということで許可したいと思います。

以上で、農地法第4条に関する3件の審議を終わります。

続きまして、議案第10号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。  
議案書6ページの5条の1番について事務局の説明の後、寺嶋推進委員の意見ををお願いします。

(事務局)

はい。改めまして、農業委員会大良です。

5条の1についてご説明いたします。

申請農地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑です。

申請地は、資材置場と駐車場の用途による申請です。

申請者は建設業を営んでおり、事業規模が大きくなり、資材置場と従業員用の駐車場スペースが必要となったため、今回申請しております。

申請地では、資材置場としてプレハブ1棟とコンテナ1棟、鉄骨造の紙置き場をですね、2ヶ所設置しております。

また従業員用の駐車スペースとして、普通車8台の駐車場も整備する計画です。

当該農地は、令和7年10月ごろからすでに利用していたため始末書が提出されております。

また、新たに農地造成を行わないため、土砂の流出、崩壊の恐れはありません。

雨水は自然流下または排水側溝に流れます。水利権はありません。

許可基準は、第2種農地の許可基準に該当いたします。

以上よろしくをお願いします。

(会長)

はい。続きまして寺嶋推進委員をお願いします。

(寺嶋推進委員)

はい。特に問題ありません。以上です。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは5条の1番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは5条の1番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、5条の2番について、事務局の説明の後、一瀬推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。5条の2について説明いたします。

申請農地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い、第2種農地の畑です。

申請地は、一般住宅の用途による申請です。

借人は、子供が市外から実家に戻り、生活を始めることと、別の子供が孫と一緒に帰ってきた際に宿泊できる、部屋がないため、今回住宅を建築する計画です。

申請地には、建築面積 28.32 平米の 2 階建て木造住宅を建築し、駐車場には普通車 2 台分のスペース、並びに、進入路を確保する計画です。

造成は実施しないため、土砂の流出、崩壊などの恐れありません。

生活排水などは、既存の合併槽を浄化槽に接続し、処理を行い水路に流します。

雨水は自然流下及び排水側溝に流れます。

なお、申請地は、貸人が嵩上げ申請を以前しており、許可後、農地造成を行っております。

現在は野菜などを作付けしておりますが、今回、先ほど説明した事情により、やむを得ず転用申請をするものです。

なお、代替地ももちろん検討しておりますが、周辺に条件に見合う土地がなかったため、今回、申請地を選定しておることです。水利権はありません。

許可基準は、第 2 種農地の許可基準に該当いたします。

以上ですよろしく願いいたします。

(会長)

はい。続きまして、一瀬推進委員お願いします。

(一瀬推進委員)

はい。私の遠い親類に当たる方です、この申請人。問題はないと思います。

はい。よろしく願います

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは 5 条の 2 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは 5 条の 2 番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして 5 条の 3 番について、事務局の説明の後、塩月推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。5 条の 3 について説明いたします。

申請農地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い、第 2 種農地の畑です。一般住宅の用途による申請です。

譲受人は以前、別の住宅に住んでいましたが、維持管理の問題でやむを得ず手放すこととなり、当時、実兄が所有していた、現在申請地である倉庫を改築し、住宅として居住しており、今回申請を行ったものです。

住宅は、家屋面積 80.16 平米と、駐車場 2 台分の敷地、さらに進入路旋回スペースとして利用し

ています。

平成 20 年ごろに、実の兄が農業用倉庫として建築し、その後、譲受人が居住しており、すでに住宅として改築しておることから、始末書が提出されております。

なお、もうすでに事業を実施していることから、農地造成はなく、土砂の流出、崩壊の恐れはありません。

また、生活排水、汚水は合併浄化槽で処理します。雨水は自然流下排水側溝に流れます。

水利権はありません。

許可基準は、第 2 種農地の許可基準に該当します。

そして、今回の当該農地は、令和 7 年 11 月の農業委員会総会にて、農用地除外に係る説明を行っており、今回、佐伯市から農用地が除外されたので、申請があったものです。

担当推進委員からは、問題ないとの意見をいただいております。

よろしく申し上げます。

(会長)

はい。事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは 5 条の 3 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは 5 条の 3 番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で、農地法第 5 条に関する 3 件の審議を終わります。

それでは今回の議案審議を取りまとめたいと思います。

議案第 8 号、農地法第 3 条の 5 件につきましては許可したいと思います。

議案第 9 号、農地法第 4 条の 3 件につきましても許可したいと思います。

議案第 10 号、農地法第 5 条の 3 件につきましても、許可したいと思います。

それでは続きましてその他の項目の①非農地証明願についてを議題といたします。

番号 1 について事務局の説明の後、小野推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。非農地証明願 1 番の説明をいたします。

申請地の調査は 3 月 17 日に担当区の小野推進委員と事務局 2 名で実施をいたしました。

申請地は佐伯市宇目大字小野市の 1 筆です。

申請地の土地の表示申請人等は議案書のとおりです。

本申請地は昭和 50 年 4 月ごろから、農地法の許可をえずに植林し山林として利用し、約 50 年経過しております。

本申請地につきましては、筆界未定地ではありますが、筆界未定地土地所有者全員からの、非農地の申請があれば非農地証明書が発行できるとの、県の了解を得ております。

今回は、隣接地 1 筆の土地所有者と水路管理者からの申請書が提出されております。

現況は前画面に映し出しているとおりの状況で、植林後 20 年以上経過し、山林としての樹観や維持管理が見込まれ、非農地として認定することがやむを得ない状況です。

よって非農地証明書発行基準要領第2-5に該当いたします。  
事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。続きましての小野推進委員お願いします。

(小野推進委員)

はい。特に問題ないと思われます。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは番号1番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは、番号1番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、番号2について事務局の説明の後、清田推進委員が欠席のため事務局より説明と推進の意見もあわせてお願いいたします。

(事務局)

はい。非農地証明願2番の説明をいたします。

申請地の調査は3月17日に担当区の清田推進委員と事務局で実施をいたしました。

申請地は佐伯市鶴岡町2丁目の1筆です。

申請地の土地の表示申請人等は議案書のとおりです。

本申請地は平成8年1月ごろに、農地法の許可をえずに、住宅の庭敷用地として利用し、約30年経過しております。

現況は先方面面に映し出しているとおりの状況で、建築物の敷地として相当なものであり、かつ、建築後20年以上経過しております。

よって非農地証明書発行基準要領第2-5に該当いたします。

地元推進委員からは特に問題なしとの意見書をいただいております。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは番号2番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは番号2番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、番号3について事務局の説明の後、市原推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。非農地証明願3番の説明をいたします。

申請地の調査は2月17日に担当区の市原推進委員と事務局2名で実施をいたしました。

申請地は佐伯市弥生大字井崎の1筆です。

申請地の土地の表示申請人等は議案書のとおりです。

本申請地は先月非農地証明願2番で審議をしました土地の隣接地で、昭和60年ごろから耕作放棄されたため、草木が生い茂って原野化しております。

現況は前画面に映して出しているとおりで、この土地を農地に復元するのは、周囲の状況から判断すれば困難な状況です。

よって非農地証明書発行基準要領第2-5に該当いたします。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして市原推進委員お願いします。

(市原推進委員)

はい。周囲から見て特に問題になることはないと思われま。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは番号3番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとのご意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは、番号3番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして番号4について事務局の説明の後、小野推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。非農地証明願4番の説明をいたします。

申請地の調査は3月17日に担当区の小野推進委員と事務局2名で実施をいたしました。

申請地は佐伯市宇目大字小野市の1筆です。

申請地の土地の表示申請人等は議案書のとおりです。

本申請地は平成年月日不詳のころから耕作放棄されたため樹木等が自生し山林化しております。

現況は前画面に映し出しているとおりで、この土地を農地に復元するのは周囲の状況から判断すれば困難な状況です。

よって非農地証明書発行基準要領第2-4に該当いたします。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして小野推進委員お願いします。

(小野推進委員)

はい。特に問題ないと思われます。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは番号4番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それで番号4番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして番号5について事務局の説明の後上杉推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。非農地証明願5番の説明をいたします。

申請地の調査は3月17日に担当区の上杉推進委員と事務局で実施をいたしました。

申請地は佐伯市大字海崎の1筆です。

申請地の土地の表示申請人等は議案書のとおりです。

本申請地は昭和32年ごろに農地法の許可を得ずに住宅を建築し、約68年が経過しております。

なお、住宅の建替えのために一部取壊しをして更地になっております。

現況は前方画面に映し出しているとおりの状況で、建築物等の敷地として相当なものでありかつ建築後20年以上経過しております。

よって非農地証明書発行基準要領第2-5に該当いたします。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして上杉推進委員お願いします。

(上杉推進委員)

はい。特に問題ありません。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは番号5番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは番号5番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、番号6について事務局の説明の後、坪矢推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。非農地証明願6番の説明をいたします。

申請地の調査は3月19日に担当区の坪矢推進委員と事務局で実施をいたしました。

申請地は佐伯市米水津大字浦代浦の1筆です。

申請地の土地の表示申請人等は議案書のとおりです。

本申請地は平成17年ごろから耕作放棄されたため、樹木等が自生し山林化しております。

現況は前方画面に映し出しているとおりで、この土地を農地に復元するのは周囲の状況から判断すれば困難な状況です。

よって非農地証明書発行基準要領第2-4に該当いたします。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして坪矢推進委員お願いします。

(坪矢推進委員)

特に問題はないと思われまます。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは番号6番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは番号6番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で農地証明願に関する6件の審議を終わります。

続きましてその他の項目の②農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてを議題といたします。

それでは農政課より説明をお願いします。

(農政課)

はい。農政課の矢野です。よろしくをお願いいたします。

まず初めに、農用地利用集積等促進計画(案)の訂正があります。

25ページと26ページをご覧ください。

25ページ、ナンバー4と5、26ページのナンバー1と2の土地所有者山中博様が、令和8年2月に亡くなられているため、農用地貸付調書から4筆、7260平米の取り消しを行っております。

それでは、お手元の農用地利用集積等促進計画（案）に沿って説明させていただきます。

2枚目が集計表となっておりますのでご覧ください。

訂正後の数値を、もう、読み上げます。

今月の案件は、令和8年6月1日開始日開始分の188件になります。

内訳としまして、契約期間5年のもの、新規で登記地目田7筆、4,516平米。

更新で登記地目田1筆、1,083平米。

契約更新で、登記地目田13筆、1万2,049平米。

契約期間9年6月のもの配分替え、登記地目田26筆、2万955平米。

契約期間10年のもの、更新で登記地目田8室、1万2,575平米。

契約更新で、登記地目田131筆、15万2,393平米、登記地目畑2筆、1,148平米。

以上合計188室、面積が20万4,719平米となっております。

詳細につきましては、農用地貸付調書を添付しておりますので、ご確認ください。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

（会長）

はい。

ただいま農政課より農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について説明がございました。

これより質問等を受けたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで承認したいと思います。

以上で農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についての審議を終わります。

続きまして山田美之委員より、仲介委員会の報告をしたいということでございますので、その件を議題といたします。

（山田委員）

はい。山田でございます。

仲介主任として、皆様にご報告したいと思います。

先月、ご承認いただきまして、吉岡委員、田原委員とともに、仲介委員として選出されました。

2月の16日、それと24日、3月の10日、3回、仲介委員会を開催いたしました。

で、第1回目の仲介委員会のところでですね、申立人が、もう所有者ではなくなったということで、県なり、市の法制課に相談をさせていただきまして、もう打ち切りということになりました。結果は、もう仲介成立しないということで、皆様にご報告したいと思います。

以上です。

（事務局）

よろしいですか。

併せまして3名、任命いただいた仲介委員も、これをもって解任ということになります。  
よろしく願いいたします。

(会長)

はい。それでよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございました。

これにてすべての日程が終了いたしました。

それでは閉会の言葉を副会長お願いします。

(副会長)

これもちまして、令和8年第4回佐伯市農業委員会を終了いたします。

皆様長時間お疲れ様でした。

(15時45分閉会)